

市第93号議案 みなとみらい公共駐車場の 公共施設等運営権の設定について

みなとみらい公共駐車場は、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、運営権（公共施設等運営権）を民間事業者に設定して、運営を行います。

このたび、本市の附属機関である横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査を経て、運営事業者として決定した株式会社横浜国際平和会議場に運営権を設定したいので、PFI法第19条第4項の規定により、本議案を提出します。

1 公共施設等の名称

みなとみらい公共駐車場

2 公共施設等運営権者

西区みなとみらい一丁目1番1号

株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役社長 渡辺 巧教

3 公共施設等の立地

西区みなとみらい一丁目3番の1の一部

4 公共施設等の規模及び配置

(1) 規模

面積 51,051.30 m²

(2) 配置

右図のとおり

5 運営権に係る公共施設等の運営等の内容

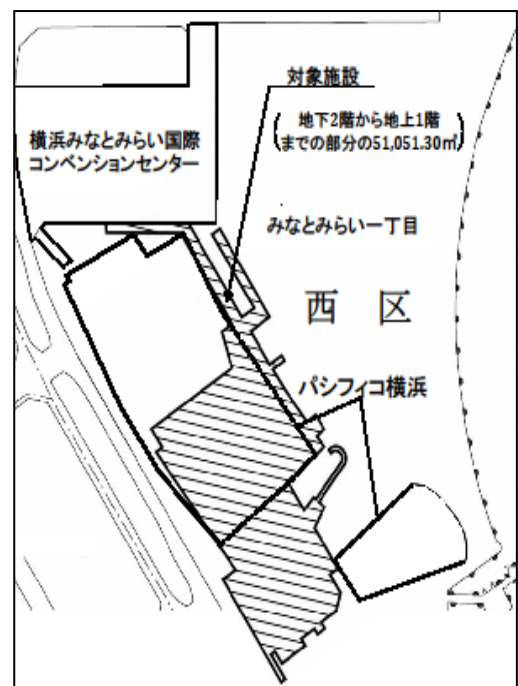
(1) 統括管理業務

(2) 運營業務

(3) 維持管理及び保全業務

6 運営権の存続期間

令和3年4月1日から令和22年3月31日まで



【参考1】根拠法令（PFI法）

第19条（第1項から第3項まで省略）

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第1項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

【参考2】施設概要

- 1 現所有者：公益財団法人横浜市建築助成公社（平成3年供用開始）
- 2 立地：西区みなとみらい一丁目3番の1の一部（パシフィコ横浜の地下）
- 3 面積：51,051.30 m²
- 4 構造：鉄筋コンクリート造地下2階建
- 5 収容台数：自動車 1,154 台、自動二輪車 44 台

【参考3】事業スケジュール

日程	内容
平成30年第4回市会定例会	常任委員会報告（事業手法等の検討）
令和元年第2回市会定例会	実施方針条例の制定議案の提出
令和元年7月	実施方針等の策定 ※
令和元年第3回市会定例会	常任委員会報告（実施方針等の策定）
令和元年11月	特定事業の選定 ※
令和2年2月	提案募集要項の策定 ※
令和2年6月	提案書受理
令和2年8月	提案書の審査・事業者決定※
令和2年第3回市会定例会	常任委員会報告（事業者決定）
令和2年第4回市会定例会	運営権設定議案の提出
令和2年12月（予定）	（議決後）実施契約の締結
令和3年3月31日（予定）	横浜市建築助成公社より本市へ引渡し
令和3年4月1日（予定）	運営開始
令和22年3月31日（予定）	事業終了

※横浜市民間資金等活用事業審査委員会の審議を要する事項

【参考4】株式会社横浜国際平和会議場による提案概要等

1 提案概要

- (1) パシフィコ横浜との一体的な運営
大規模政府間会議や皇室の御臨席する会議でのVIPのセキュリティ対応
- (2) 地域との連携
みなとみらい21地区内の大型駐車場や提携施設との連携強化
- (3) 新技術の導入
設備管理業務及び清掃・日常点検へのAI技術等の導入
- (4) 環境への取組
廃棄物の100%リサイクルによる環境負荷の低減

2 運営権対価の提案額（利息及び消費税等を除く。）

1,019,619,700円（提案下限額である基準価格：926,927,000円）

3 横浜市民間資金等活用事業審査委員会の評価

- (1) 総合評価点
77.5点／120点満点（選定されるための基準点：72点）

- (2) 総評（抜粋）

当該提案は、パシフィコ横浜の附帯駐車場に係るものであるため、通常の駐車場運営に加え、VIPのセキュリティ対応など、業務内容が多岐に渡りますが、全体的に要求水準を上回る評価となりました。その中でも、特に評価した点として、パシフィコ横浜との一体運営に加えて、みなとみらい21地区における地域との連携や、AI技術等の導入による管理業務のコストダウン、廃棄物の見える化と100%リサイクルへの提案がなされたことを挙げるすることができます。